

## 水戸地方裁判所委員会（第18回）議事概要

- 1 開催日時 平成24年1月30日（月）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室
- 3 テーマ 裁判員裁判の実施状況と課題
- 4 出席者 （委員）  
荒木雅也，小野邦夫，木村雅人，窪木稔，小池裕，設楽清知，鈴木慶子，鈴木富美子，関純子，根本信義，根本渉，平野辰男，柳久子（敬称略）  
  
（事務局）  
中田康夫事務局長，大森豊民事首席書記官，齋藤文男刑事首席書記官，中園敬事務局次長，竹内信俊総務課長
- 5 議事
  - (1) 新任の窪木委員（平成23年4月1日付け就任），平野委員（同年5月9日付け就任），荒木委員，設楽委員，関委員（同年8月1日付け就任），木村委員，柳委員（同年9月1日付け就任）及び鈴木（富）委員（同年10月1日付け就任）の自己紹介
  - (2) 委員長代理の指名  
窪木稔委員（水戸地方裁判所判事）を指名
  - (3) テーマに関する説明
    - ア 水戸地方裁判所根本渉委員の説明  
裁判員裁判は，裁判員の選任から始まります。裁判員候補者は，各自治体ごとの選挙人名簿に載った方の中から，事件ごとに抽選で選ばれます。さらに，抽選で選ばれた裁判員候補者の中から，裁判員，補充裁判員が抽選で選ばれることとなります。  
  
水戸地裁において，制度が開始された平成21年5月から平成23年10

月末までに、裁判員候補者に選定された総数は5,315人です。そのうち、事前に辞退を認めた方は1,206人になります。残りの4,109人が裁判員候補者として通知した人数になります。実際に通知した方々には、事前に質問票を送らせていただいて、裁判員になれない事情があるかを伺い、返送していただきます。そして、裁判員になる資格の有無などを裁判所で審査し、選任手続に来ていただく必要がないと判断した方については、予めその旨の連絡を致します。その人数が1,475人です。4,109人から1,475人を差し引いた数が、実際に選任手続に来ていただく必要がある人数になり、実際に裁判所に来られた人数は2,097人です。最終的な裁判員候補者の出頭率は、79.6パーセントです。全国平均が、約80パーセントですから、全国と同じくらいの数字になっています。

1件の事件でどのくらいの人数の方に裁判員候補者として通知しているのかと言いますと、難しい事件でないもの、つまり、判決までに3日ないし4日で終了する事件については、1件当たり70名の方に通知を差し上げています。

水戸地裁における裁判員裁判対象事件の中で、1番多いのが強盗致傷、次に殺人、傷害致死、強姦致死傷となっています。

水戸地裁において、どのような刑の言渡しがあったかと言いますと、一番重かったのが無期懲役、一番軽かったのが懲役3年執行猶予4年です。

裁判員の方に裁判所にお出でいただく日数は、3日あるいは4日の事件が多く、全体を平均すると4.5日となっています。

以上が、数字を元にした裁判員裁判の実施状況です。

次に、裁判所において裁判員裁判を実施するに当たって、当初どういうことに不安をいただいていたか、それに対して、どのような対策・対応をとっていったのかを紹介するとともに、実際どういう結果になったかを説明させていただきます。

裁判員裁判は、選任手続、公判手続、評議といった段階を踏んでいきます。裁判員の選任の関係で不安に思っていたのは、辞退希望者、来ない方が続出するのではないかということです。これについては、裁判員裁判実施前に、裁判員裁判を理解していただくために、映画やパンフレットを作成したり、講演会、説明会などを行いました。その結果、先ほど説明した出頭率となりましたので、成果があったのかなと思っております。昨年3月に震災がありました。震災後もこの出頭率は変わっていません。

選任手続の運用のなかで気付いた点は、辞退の希望というのは、いろいろな理由がありますが、契約社員、パート、小規模会社勤務の方、教職員の辞退希望者が比較的多いと感じています。

公判手続の関係で不安に思っていたのは、法廷で行っていることについて、裁判員の方が本当に審理の内容を理解できるか、法律問題が問題となっている場合に法律概念を理解していただけるのかということです。これについては、法曹三者が検討して、裁判員の方に分かりやすい審理を行うこととなりました。その一つとして、公判前整理手続があります。公判前において事前に事件の争点を整理して、法廷に現れる証拠などを必要最小限に絞ることを考えていきました。また、分かりやすい審理をするためには、法律専門用語をできるだけ使用しない、主張、立証する際は、単に書面を長く読むことをしないで、プレゼン機器を使用したり、裁判員に訴えるような説明を行うといった、従前の裁判では行われていなかった方式を試みてきました。証拠の中身についても、従前の書面中心の審理から法廷で直接話を聞くといった方式に変え、「見て聞いて分かる審理」を目指して行っています。裁判員になられた方に対してアンケートを行っておりますが、「審理の内容は理解しやすかったか」という質問に対して、「理解しやすかった」と答えた人が、概ね60パーセント以上、普通という答えも含めると9割くらいになっています。この数字から見ると、ある程度「分かりやすい審理」ができています。

ではないかと思えます。ただ一方で、分かりやすいと答えている方の割合が、平成21年、22年、23年と経るに従って、減少傾向にあります。全国的にも顕著な傾向が表れているようです。最初はいろいろ工夫して行うとされていたのが、ある程度時間が経つにつれて、従前の書面審理的なものに戻ってきているのではないかと指摘されています。我々法曹三者としても気を付けていかなければならないと思っています。ただ、水戸地裁では、証拠の書面化などが増えているという傾向は目立っていないと認識しています。そう言いましても、さらに分かりやすい審理をしていくためには、裁判所としては、自白事件についても、証拠書類に頼るのではなくて、刑を決めるための重要な証人といったことについては、直接法廷で話を聞くべきではないかと考えています。

先日、裁判員経験者の方々との意見交換会を行いました。全体的には分かりやすかったという意見もありましたが、「証拠書類の朗読が長く感じた」、「供述調書はきれいに整っている印象があった」という指摘もありました。書面審理の問題点が若干でてきているのかなと感じています。

評議について不安に思っていたのは、証拠に基づいての議論ができるのか、適切な量刑判断ができるのか、裁判官が意見を誘導してしまうのではないかななどの点です。

これについては、きちんとした議論ができるように、法廷で取り調べた証拠に基づいて判断しなくてはならないことを繰り返し説明するなどしています。

適切な量刑判断については、平成20年から全国の裁判所の裁判員対象事件の量刑を登録したシステムの運用が開始されており、刑を決める際の評議において、裁判員の方々に情報提供して、量刑の議論を行っています。

裁判官による意見の誘導がないように、まず裁判員の方に意見を述べていただくこととしています。結果として、裁判員の方々は積極的に評議に参加

して、真剣に意見を述べている印象を持っています。

裁判員の方々の感想で、「一人の人間の人生を真剣に考えるのは大変な作業だ」など様々な見方がある一方で、みんなで話し合っただけで結論を出したことについて、充実感・達成感を持って職務を終えられる方が多いといった印象を持っています。

#### イ 水戸地方検察庁平野辰男委員の説明

茨城県内では、水戸地方裁判所本庁のみで裁判員裁判が行われています。その関係で、水戸地検土浦支部、下妻支部などの管内で発生した裁判員裁判対象事件もすべて水戸地検本庁に送致され、水戸地検本庁の検察官が捜査して起訴するという取組をしています。

裁判員裁判が施行されて以来、水戸地検が水戸地裁に起訴した裁判員裁判対象事件は107件です。そのなかで判決済みの件数は88件です。88件のうち年度別の判決件数は、平成21年度は8件、平成22年度は57件、平成23年度は23件となっています。今説明した件数からも、平成23年度の判決件数は平成22年度の判決件数よりも大幅に減っています。これは、滞留していた争いのない裁判員裁判対象事件のほとんどが、平成22年度中に判決に至って滞留状況が解消されたこと、起訴件数自体が減っていること、平成23年度に入って、責任能力を争う事案、また、否認事件が比率的に増えたりして、裁判員の拘束率が長い裁判が行われているためと思われます。平成23年度の判決件数は減ってはいますが、滞留状況というのは現在は生じていません。

水戸地検の裁判員裁判の具体的な取組状況について紹介します。裁判員裁判対象事件は、分かりやすい裁判を実現するために、冒頭陳述、証人尋問、論告などのすべてにおいて、事前準備に相当の労力を要します。そのため、裁判員裁判対象事件の裁判に専従する検察官1名、各裁判員裁判対象事件を起訴した検察官1名、という組み合わせで法廷、公判前整理手続に臨むよう

にして、十分な態勢を確保しています。このように少なくとも2名以上の検察官で裁判員裁判の立会を行っているのですが、例えば、大型の否認事件など裁判の期間が長かったり、証人の尋問が多い事件については、少しでも分かりやすい裁判を心がけるために、立ち会う検察官の人数を増やし、充実した裁判が行えるようにしています。実際に4人の検察官で立ち会った大型の否認事件がありました。少しでも多くの検察官に裁判員裁判を経験させ、少しでも裁判員裁判の充実を図ろうということから、本来は対象事件を扱わない支部の検察官も裁判員裁判に立会させるなどの工夫をしています。また、本番の裁判員裁判が行われる前に、水戸地検にある模擬法廷でリハーサルを行っています。

このリハーサルは、若手職員の前で冒頭陳述、論告、証人尋問の実演を行い、分かりづらい点などを指摘してもらっています。また、パワーポイントで映し出す資料についても指摘してもらい、十分に事前準備を重ねています。否認の裁判員裁判で若手検察官が証人尋問を行う場合、尋問の仕方が分かりにくいという指摘を受ける可能性も多いので、ベテラン検察官もリハーサルに参加し、質問自体が適切であるか、分かりやすい内容であるかなどを確認した上で、本番に臨むようにしています。裁判員裁判に立会する検察官は、実際に証人や被告人に質問する内容を吟味して、裁判員が関心を持っている事項を把握して、裁判所に提出すべき情報量や内容を、先ほど説明した事前の演習を通じて検討し、分かりやすい裁判員裁判にすることを図っています。この成果が、先ほど裁判所から説明がありましたように、アンケート結果になっているのではないかと思います。水戸地検では、現在のアンケート結果に甘んじることなく、さらに分かりやすい充実した裁判員裁判を実現するために、努力を重ねていきたいと考えています。

#### ウ 茨城県弁護士会根本信義委員の説明

弁護士はどうやって弁護人になるのかと言いますと、大半は国選弁護人と

いう形で国から指定されて弁護人になります。裁判員裁判が始まる前は、起訴されて第一回公判前に会いに行く形でしたが、被疑者国選制度というのが始まりまして、裁判員裁判対象事件は、この被疑者国選制度で指名されます。この被疑者国選に対応するために、弁護士会では名簿を作成しています。当初は、裁判員裁判対象事件の事件数を考えて本当に対応できるか心配でしたが、弁護士数の増加、若手弁護士の熱心な取り組みにより、うまくスタートできたと思います。また、以前の国選弁護ですと、基本的には弁護人は1人でした。しかし、裁判員裁判では、公判前整理手続という事前準備が非常に大変なものですので、複数選任をなるべく原則にしてほしいという申し入れをして、裁判所等にご理解いただき、複数選任の態勢を柔軟にとっていただきました。この辺りもスムーズに導入できた原因だと思います。

証拠に関しては、検察官からの証拠は、証拠調手続の時にしか見ることができなかったのが、公判前整理手続において事前に証拠が一定程度見れることができることとなりました。こういったところから充実した公判前整理手続ができるようになったのだらうと思います。ただ、その分、弁護士、検察官、裁判官の負担が増えたように思います。

こうやって、争点が絞られて公判に至るわけですが、公判になって3、4日で終わる事件の場合は、それほど問題はないと思いますが、否認事件の場合は何日もかかるということになると大変だらうと思います。その際、裁判所は証拠の厳選について気にしていると思います。以前ですと、検察官の証拠をそのまま採用していたのですが、今は「その証拠は本当に必要なのですか。」と聞いたり、かなり厳選されています。今後、厳選の仕方について更に法曹三者で検討していく必要があると思います。

弁護士として気になっていることは、公判前整理手続における証拠開示です。手段は与えていただきましたが、いくつかの冤罪事件を見ていますと、証拠というのはあらかじめ被告人側に全面開示していただくのが冤罪防止に

役立つと考えています。

弁護士会としても導入前に研修会，導入後も報告会などを行ってきましたが，数はたかが知れています。まして，どういうふうに分かりやすくプレゼンするかなどということに関しては，検察庁の勉強量には及びません。プレゼン用のパソコンでソフトを作るというのはなかなか自営業者である弁護士には難しく，時間的にも難しいのです。そういった面で，弁護士の説明の分かりやすさの統計が若干低くなっている気がします。その分，基本的に分かりやすい言葉での説明は心がけているはずだと思います。

裁判員経験者の立上りはうまくいったと思います。弁護士会，裁判所，検察庁が実現に向けて協力できることは協力したから，良いスタートが切れたのだと思います。今後，さらにこの制度を維持発展させていくために，どうしたら良いかということ，法曹三者，国民一般からの声を聞きながら考えていきたいと思っています。

#### (4) 意見交換（発言 ●委員長 ○委員）

- 日ごろの報道などを見て，裁判員裁判の実施状況について，どんな感想をお持ちでしょうか。

まず，参加状況，審理の状況などについて，いかがでしょうか。

- 始まる前は問題点とかいろいろ騒いでいて，世論調査のようなものがあり，NHKでも，制度が始まる直前と，始まって1年のころに世論調査をやったと思うんです。

始まる前と，今の時点で，国民の意識が変わったとか変わらないとかいう調査結果があるのでしょうか。

- 実際に裁判員をやられた方に対するアンケートというのは，これは日常的に行っています。最高裁が全国の分を集計して，公表しています。
- 裁判所はこの制度を実施する立場ですので，1件ごとに，まず裁判員候補者として裁判所に来られた方，それから，実際に，裁判員や補充裁判員になった方に

アンケートをいたします。かなり項目は多いんですが、それを集計したものをまとめて公表しています。

それから、制度をどうしていくかということになると、法案提出権を持っている行政府とか、立法府の問題なので、そちらで検討していくということになります。

裁判員の方がどういう形で感想を持っておられるとか、裁判員事件がどのぐらいの日数がかかっているかということは、裁判所から公表しています。

- 実際、どういふ変化があるのでしょうか。
- 統計上あらわれてきておりますのは、先ほどの説明の中でも触れましたけれども、裁判の審理が分かりやすかったですかとか、検察官、弁護士、裁判官の説明が理解しやすかったですかという質問に対し、イエスという答えが制度の当初はある程度高かったのが、若干落ちているようです。
- 毎回、裁判員の事件が終わりますと、裁判員の中でご了解が得られた方については、記者会見に参加していただいています。地方版には、かなり掲載されています。
- 記者会見に応じた人は大体良かったと言うんですね。

本人の意思で会見を拒否できるので、会見を望まない人はどういう気持ちか分かりません。大体出てくる人はやって良かったという人の声なんです。だから、あれだけでは傾向がどうかというのは分からないと思うんです。NHKは、制度が始まる前と始まって1年のころに世論調査をやったときには、この制度の評価が少し上がって、この制度を導入して良かったという人がちょっと増えたという傾向がありました。ただ、裁判員をやりたいかやりたくないかという面でいうと、始まる前と1年経ってもほとんど変わっていなかったというような傾向だったと思います。裁判員裁判が始まった当初は一つ一つ全部報道がなされており、その後も、特徴のある死刑求刑の事件、否認事件などについては、詳しく報道がされていったんですが、日常的にいっぱいある事件はほとんど全部報道されることが

なくなっています。そんなことから、何となく日常の関心があまりないような感じがするんです。そういう意味では定着したのかなとも思うんですけども、良く分からないです。

3年で見直しということが決まっていますね。具体的には何も動いていないんですか。

- 法曹三者の間で検討はされていると思いますが、基本的には制度設計をされるところでやっていくことになると思います。
- 茨城新聞の場合は、現在は裁判員裁判についてはすべて傍聴することにして、この制度について当初の緊張状態を維持して対応しています。その結果、紙面でもかなり露出度が高くなっています。30年前は裁判に対する関心が非常に低く、一般的な裁判についてはほとんど知られることがなかったと思います。

そういう中で、今回の裁判員制度は、一般市民の関心を生むために必要な作業の1つとして、報道が熱心になっているということは事実だろうと感じております。その報道をしている記者からも出ていたんですが、裁判員として出席した方は比較的前向きな意見は言ってくれるというのは理解できるんだけど、こういう調査とか記者会見とか、裁判員になっていない人たちが実際にどういう思いを持っているのかというのは、やっぱり伺い知ることができないように感じています。

記者会見だけでなく、裁判員そのものに選任されないとか、自分で裁判員になりたくないということで辞退したとか、そういう最終的に残らなかった方、裁判に直接かかわらなかつた方がどういう思いとかどういう意見を持っているのかということを調査するのは今後の課題なんじゃないでしょうか。その人たちの意見を拾えば、全般としてのいわゆる国民の裁判員制度に対する考えとか意見というのは浮かび上がってくるんじゃないでしょうか。

このデータを見ますと、皆さん、きちんとやっていらっしゃるというのが出ていますね。選ばれた方の出席率というのは80%と非常に高いですから、残り2

0%の方がいかに何の理由も示さないで無断で欠席してしまったということだと思います。最後に残った方は非常に真摯な態度で裁判に接しているというのはこのデータからもわかるんですが、表に出てきているデータからわからないデータをどうやって引き出すかということも、今後の裁判員裁判の継続の中では必要なのではないかなと思います。

- どうもありがとうございました。審理のやり方、裁判の結果などについてはいかがでしょうか。
- 裁判員裁判の判決、量刑とかの傾向について、それまでの判決とどういう違いがあるのかというような研究などが出されているんでしょうか。
- 統計的なものは、まだ間がないのでまとまったものはありませんが、一般的に言われているのは、従前の裁判官による裁判とそれほど開きがあるわけではないようです。ただ、従前の裁判官裁判ですと、刑のばらつきは少なかった可能性はあるだろうと言われていています。ただ、確定的なことはまだ言えないのかなという感じがします。
- 日数の短縮化というのが大きな目標だったのではないかと思います。起訴されてから判決が出るまでというのに要した時間は、従前よりもかなり短くなっているんでしょうか。
- 裁判をやっている時間、期間自体は、これはかなり短くなっています。やっている期間といいますのは、第1回公判期日から判決の宣告までという意味で考えますと、従前、何か月も何年もかかったような例もありました。

裁判員裁判については、そこは格段に短くなっていると言えます。ただ、裁判が始まるまでの準備期間は、従前のものよりはある程度かかっているという面はあろうかと思います。さらに、公判前整理手続が終わりまして公判期日を開くに当たっては、裁判員を呼び出すために、最低6週間は間、猶予期間を持つことになっていますので、その分の時間を要しているところがあろうかと思います。

トータルでどうなのかといいますと、いわゆる自白事件、特に争いがなく量刑

だけが問題となるような事件で考えますと、裁判員事件のほうがやや時間がかかっていると思います。これはなぜかといいますと、自白事件ですと、従前の裁判官裁判であれば、事前の準備はそんなに期間が要りませんし、公判で審理を要する時間もそれほどかかっていないというところがありました。裁判員裁判では、事前準備をかなりやって、裁判員候補者に通知して来ていただくための猶予期間をとりますと、その分の期間が結構かかります。そういう意味では、それほど違いはないけれども、やや従前よりは延びている傾向があるのかなと感じています。

しかし、ある程度争いのある事件などでは、ケース・バイ・ケースではありますが、かなり短くはなっていると言って良いと思います。

- きちっとした統計が手持ちにないので検察官としての印象ということになりますが、自白事件については、やはり手続的な制約の問題がありますので、長くなっているという面はあると思います。

否認事件についても、裁判員裁判が始まる直前の時期にはかなり連日開廷というような取り組みを裁判所と検察庁でやっています。昔は1カ月に1回公判期日が入るとかいうこともやっておったようですが、裁判員裁判になる直前ころには、週に何回か入れてしまうというようなやり方をして、かなりスピードアップはされていたのではないかと思います。ですから、スムーズに進んでいく否認事件なんかだと、裁判員裁判のほうが、公判前整理にかなり余分に時間がかかる分だけ、長くなっているという印象はあります。逆に、うまくいくと裁判員裁判のほうがさらさらと終わってしまうという面もありますから、両面あるのかなという印象を持っています。

- 裁判員と裁判官との間で、例えば事実の認定とか、あるいは法の適用に関して、意見が大きく相違するということが多々ありますか。
- 一般論としてしか申し上げようがないんですけども、個々の事実の見方について、裁判員と裁判官、あるいは裁判員同士、裁判官同士で、見方が異なるというのは、幾らでもあると思います。ただ、見方自体が大きく異なるということが

多々あるかというご質問であれば、そう多くはないだろうと思います。同じ証拠を見て、同じ中で議論をして、最終的な裁判体の意見というのが形成されていきますので、通常はおのずと一定の結論に収れんしていくという場合が多いだろうと思います。

- 裁判員の方の意見を見ていますと、白か黒かとかいう二者択一的な議論ではなく、意見がA説、B説、C説などと様々に違うところから出発して、それが議論していくうちに収れんしていくのが非常に新鮮な経験であるというものがあります。それから、もう一つは、真っ黒とか真っ白とかというのではなく、どこか吹っ切れなさはあるけれども、どこかで決断しなければならない経験が印象に残るというものがあります。あら探しをして評論するのではなく、みんなで議論する中で決断するということが、忘れ難い経験となったというものがあるようです。

違いはあるけれども収れんしていくということですが、裁判員の方々は、ものすごい集中力でおられるのでしょうかね。

- 裁判官も終わるとぐたっとするんですが、おそらく裁判員の方はそれ以上に集中力を持ってやっているところがあると思いますね。評議では基本的に1時間に1回ぐらいは休憩を入れてやっているのですが、議論に夢中になって、もう1時間半も経ってしまいましたねということも間々あります。皆さんの集中力というのは大変なものだと思います。
- やられた方は、日常的にそんなに体験できることではないので、それこそすごく良い体験をしたと思います。それこそ死刑判決なんていうのは、人を裁くこと自体は大変でしょうけど、死刑判決を出すかどうかというのは大変な判断なので、本当にそれを全うした方たちは良い体験をしたと思います。裁判員裁判では、争点整理をするなどいろいろ手間がかかってきている中で、裁判官の方たちは、変に誘導してはいけなんでしょうし、素人の人たちに、法律的な考え方など、いろいろサジェスションをしなくてはならないでしょう。裁判官は、相当、作業量的にも精神的にも大変ではないかと思うのです。そんなに裁判官を増やしているわ

けじゃないでしょうから、相当の負担ではないでしょうか。その辺の事情などを伺いたいと思います。

- 裁判官として、大変な面は当然あるのですが、やっぱりやって良かったなと思うところがあるかと思います。

先ほど、見て聞いてわかる審理を目指しているんだということを申し上げました。従前の裁判では、法廷で検察官が書類をぼんと出してきて、裁判官が、その書類、あるいは証人の証言を記録した記録を読んで、この事件の真相はどういうところにあるのかを判断していくような作業が多かっただろうと思うのです。それはそれで意味がある作業ではあったろうと思いますが、裁判というのは公判廷でやっているものであるところからすると、ちょっとずれた話になっていただろうと思うのです。

今は「法廷で見て聞いて分かる」ということを目指してやっていますので、裁判官も裁判員も同じ法廷に臨んで、同じ証拠を見て同じレベルで議論ができるということになっているわけですね。

法的な説明はある程度する必要がありますが、例えば事実認定の議論であるとか、あるいは犯行の経緯についての議論であるとかということになりましたら、裁判官、裁判員、ほぼ同じ土俵の上で議論をしていると思います。裁判官が横にいて、裁判員がちゃんとしたルートをたどるかどうか、何かコントロールしているみたいなイメージを持たれている方もおられるかもしれませんが、決してそういうことはありません。裁判官も同じ証拠しか見ておりませんので、裁判官だけが何か正解を知っているとかという話には当然なりません。裁判員は法廷での証拠を見て、自分の意見、感覚を述べていくということになります。裁判員と同様に裁判官も集中して疲れはしますが、後で書類を読んでどれが必要な証拠かを選別するような作業に比べて、「これは裁判をやって議論しているんだな」という実感を持っていると思いますね。

そういう意味では、公判前整理などの手間暇がかかってくるころはあります

が、それが「法廷で見て聞いて分かる審理」というところに結びついていくのであれば、それは必要な労力であろうというふうに思います。裁判官としても、それによって、膨大な証拠書類を全部読むというような作業から解放されると思えば、かなり省力化できている面もあると感じているところがあります。

ですから、何か負担が増えて大変だろうと思われるかもしれませんが、必ずしもそうではありません。新たな裁判という場での充実感というのは、裁判員の方も持っていただけだろうと思うんですが、裁判官も同様な意味での新たな充実感を得ているのかなと考えております。

- やはり、裁判員裁判はものすごく労力が要るのではないかと思います。今、法曹三者だけで裁判をやっていると、こういう事件ならこういうふうにしようと型でできる面があるように思います。ところが、裁判員はいわば真っさらな方々ですから、法曹三者にとって型がきかないわけですね。だから、検察官はものすごく工夫してされるし、弁護人もものすごく工夫される。裁判官も同様でしょう。例えば、殺意というのはどういうものかという、本質的なところから分かりやすく説き起こしていく必要がありますから、ある意味で、法律家にもものすごい力量が求められることになります。

例えば、ニュースの締めで本質に迫るコメントするのはものすごく力が要るのではないのでしょうか。あれと同じ通り一遍の言い方では、貫徹しないことから、飛躍的に法律家が力をつける必要もあるし、そこがやり甲斐になっているのではないかと思います。

- メンタルヘルスケアというのが結構大きな問題になっていますが、裁判員の方への対応はどうなっているのでしょうか。

裁判員裁判には、一般市民の方が裁判員として参加するということが、重い罪の犯罪が対象になっているということ、当然のことながら否認裁判もあって、その内容は判断が非常に難しいということがあります。また、そこで開示される証拠、現場写真、証言などには、重い罪のものだと、かなり刺激の強いものも出てくる

のではないかという気がするのです。

一般市民の方が、かなり刺激的な現場の写真を見たときに、その裁判の期間中は特に問題としては出てこなくても、その後、メンタル的な問題が出てくる可能性があります。裁判員の方のメンタル的なケアというのは、現段階で何か工夫されていることがあるのでしょうか。

- メンタルヘルスケアの関係につきましては、裁判員の方にはメンタルヘルスケアについてのパンフレットを差し上げております。裁判員裁判をやることによって夜寝られなくなるとか、精神的な症状が出た場合には、電話での相談を24時間受けられるということをご案内するものです。裁判員裁判中はもちろん、裁判員裁判が終わった後も、利用できるものです。

確かに殺人事件では、証拠の中にご遺体の写真があったり、現場の写真があったりするのには、避けられないところがあります。これにつきまして、事前に公判前整理手続、事前の検察官、弁護人との打ち合わせの席で必ず、裁判員に何かそういう衝撃を与えるような証拠があるのかを確認をすることにしております。その上で、検察官にどのような証拠があるのかと、どういう必要性からそういう証拠が出るのかということをご案内し、なるべく必要最小限のものに検察官には絞ってもらうという調整をしています。

従前の裁判官だけの裁判ですと、ご遺体の写真なんていうのはかなりたくさん出てきたり、かなり凄惨な現場写真が出てきたりしたことがありましたが、裁判員裁判になりましたら、そういう出し方は検察官からもされていません。死因の解明のために必要であるとか、あるいは、被害者が亡くなったということをご案内する程度実感してもらうために、あまり刺激にならないような写真を選んで出してもらうようにしている状況であります。

さらに、実際に裁判員に示す際には、これからこういう種類の証拠が調べられる予定ですということをご案内する前に、裁判官からも事前に説明いたします。実際にその写真を出す際には検察官からもこれからこういう写真が出ますという

説明をして、なるべく心の準備をしておいていただくような配慮もしています。

- メンタルヘルスケアは、複数回相談に行けるようになってはいるんですが、今のところ利用された件数は非常に少ないようです。
- 実際に写真を見た裁判員の方の反応については、個人的な感覚の問題もあってそういうのが苦手ですよとあらかじめ言われる方もおられますが、そういう方には、「そんなにまじまじと見る必要はありませんよ。ただ、やはりこういう事件に必要なものですから、これは調べないわけにはいかないんです。」という説明をさせていただきますと、大体理解していただいていると思います。そういう写真を調べた後でも、特にそれで精神的に不調を来したとか気分が悪くなった方は、当庁では今のところはおられないと思います。
- 裁判員裁判だとやっぱり裁判員が参加しやすいかどうかということが重要だと思うのですが、茨城県だと、北茨城市、東の神栖市、西の古河市などがありますので、そういう遠くのところから水戸に来る人はかなりの負担になると思うのです。そういう人の辞退率みたいなものは多くないのでしょうか。そういう人はかなり負担になると思うんですけど、そういう人からの感想なんかをいただいているのでしょうか。また、障害をお持ちの方とかは選ばれていないのか、そういう人はそもそも辞退してしまうのか、その辺の事情が何かあれば聞きたいと思うんですが。
- 確かに、茨城県はかなり広くて、遠方から来られる方も現に相当程度おられます。距離的な問題だけでなく、交通機関の問題によって事情が異なると思います。公共交通機関もあまりなくて、実際に車などの交通手段もないという方については、総合判断にはなるんですが、辞退を希望されたような場合には、そういう裁判所への来にくさというものは、ある程度考慮の中に入ってくるということになります。

実際に裁判員として来られている方の感想として、「朝早く起きて大変だったよ」というような話が聞かれる場合があります。ただ、裁判員の仕事に対して充

実感を持ってやっておられる方は、それについて裁判所にクレームを言うという  
ような感じの言い方をされたのを聞いたことがありません。「本当に大変ですね、  
ご苦労さまですね。」というぐらいしかこちらは言いようがないんですが、そう  
いう裁判員の方の言葉の中に隠れている場合があるかというふうに思います。

視覚障害者、聴覚障害などの障害のある方が実際に裁判員として選ばれたとい  
う事例は、水戸はまだなかったかと思います。若干耳が遠い方がおられたかと思  
いますけれども、これは通常の範囲で何とかカバーできました。障害を理由に辞  
退の申し出のあった例は何件かあるかかと思えますけれども、実際にそういう障害  
のある方が裁判員になることによって何か特別な対応をしなければいけなかった  
という事例はまだ水戸ではなかったかと思えます。

- 6名の裁判員の中には、理解ができる人とできない人が必ずいると思うのです。  
そういう中で、裁判官のほうでもいろいろ指導したりなんかしていると思います。  
そういう面で、評議を小まめにやったほうが良いという意見もあるわけですが、  
評議というのが、裁判官側にみんなが同調していってしまうのではなくて、一般  
の人たちの意見が本当に出されているのかが若干疑問に思うのです。3年後に裁  
判員制度の見直しをするという中で、守秘義務、審理対象とする事件の範囲、こ  
ういうものが今後議論されていくだろうと思います。

守秘義務については、人を傷つけたりなんかするようなものは公表できないに  
しても、同じ経験者が共有できるような話をざっくばらんにできるような環境が  
もう少し許されていいのではないだろうかかと私は思うのですが、どんなもので  
しょうか。

- 裁判員制度が導入されるというときにはいろいろな報道がありまして、私ども、  
一般の主婦たちも大騒ぎをいたしました。どうも情報が先行いたしまして、絶対  
断れないんじゃないかとか、死体の写真を見せられるんじゃないかとか、どうに  
か裁判員を外れる方法はないかというような感じで話をしておりました。

最近、そういったことがほとんどなくなりまして、何となく落ちついてきた感

じがします。経験された方はそれほど嫌だったとか言われたいし、記者会見でも良かったとかというお話があるので、言い方としては変ですが、仕方がないけれども、どうにかやれるのではないだろうか、それでもまだ断れたほうがいいねというような会話をしているところです。ただ、やはり守秘義務とかがありますので、裁判員を経験した方のフォーマルな席での発言はあるけれども、きっといろんな思いはある中で、こんなことがものすごく大変だったとか、嫌だったとかという部分はあまり表に出てこない。ある意味、プラスの部分だけ出てくる部分があるので、何らかの形で、裁判員経験者の方たちがもうちょっと本音でお話できるような場所があれば良いと思います。また、これから裁判員に選ばれるであろう人たちとも何か情報を共有できるような場所があれば、何かもう少し裁判員制度がもっと身近なものになるのではないかと考えています。

それから、この会議は男女の比率がほどほどにあるような感じですが、従来の司法の世界というのは男女共同参画の視点で見ますと男性中心の社会だったように思います。裁判員制度は無作為で選ばれてきているということですので、あまりその辺は意識されずに、適当な割合で出てくると思うんですけども、男女比率の統計をとっていないのでしょうか。女性の視点が加わったことによる裁判の形というのが何か変化が出ているかどうか、そのためのデータみたいなのはとれないのかなとも思います。今すぐにどうかという評価はなかなか難しいと思いますが、そういうことを考えてお話をさせていただきました。

- 守秘義務に関しては、1年前ぐらいの委員会でも申し上げたと思うんですが、守秘義務によって自分が守られるということもあると思うのです。言わないことがストレスになるということも、もちろんあるのですけれども。
- 裁判員は、多分ほとんど1回きりの人が多いんじゃないかなと思うのです。そうすると、そのときの感想も1回きりだと思うのです。次回こうしようというのは漠然とあるかもしれませんが、その次回が来る人というのは、本当にまれだろうと思うのです。ごく一般の方は、日常に帰っていくのであれば、早くその日

常に帰りたい人もいると思うのです。全国紙で見たところによると、裁判員同士がいまだに連絡をとって話をしているというニュースがありました。お互いの今のストレスとか感想とかを確かめ合っているというようなニュースがあったと思うのです。私はそういうことがとてもストレスになってしまうのです。早くこのことは忘れたい、また日常に帰りたいと思っている人も、そのグループに行くというのはストレスがないかなと感じました。

「見て聞いて分かる審理」ということがずっとテーマになっていますが、「見て聞いて分かる。分かりやすい。」というのはだれが判断するんだろうという疑問がありました。今まで書面にしていたのをパワーポイントにしたことによって、確かに分かりやすくはなったかもしれないけれども、分かりやすいかどうかというのはだれが判断しているんだろうとずっと疑問に思っていました。今日、検察庁では、事前のリハーサルでなれていない若手職員にそれを提示しているという話を聞きましたが、それでも、職員の方であれば、やはり一般の方とは違うということですね。

裁判員経験者の感想の中で私が一番心に残ったものとして、呼出状に「出頭」と書かれておりというのがありました。これはたしか私が初めてこの委員会に出たときに出了た話だったのですね。こういう言葉はやっぱり、これが正しくて、専門的なことから標準的な表現であるかもしれないけど、一般的な私たちが受けると、何か犯罪を犯して行かなくちゃならないのかなというニュアンスが起きるということです。だから、こういうことも含めて、一般の人たちのことを考えることが2年前の委員会に出た記憶があるのです。でも、これもそのままということですね。これは何かあるんですか。法的な用語であることは良く分かります。しかし、分かっているであえて言いたいのですけれども、もしかしたら1回きりの非日常的な経験というのは、ただでさえストレスがあると思うのです。やりたいと思っていた人だって緊張感があると思うのです。ですから、こういう言葉で無駄なストレスを与えないというのも一般的な人の立場に立ったという考え方じゃ

ないかなと思っています。

先ほど、裁判員経験者の意見の中にも出ていましたし、全国調査の感想の中にも出ていましたけれども、やっぱり弁護士の方がパワーポイントを使うことができないので、その差があるんじゃないかという感想を持っている方もたくさんいるようです。これも前の委員会のときに、個々の弁護士の立場でなかなかそれができないという説明だったのですけれども、その差を感じてしまいます。

意見の中に、サスペンスを見ているようでという表現があったと思うのですが、映像というのはすごく強く影響していると感じてしまいます。映像によって判断してしまう、わかりやすいほうに引っ張られてしまうということが、この意見だけじゃなくて全国版の感想の中でもよく載っていたと思うのです。その辺の「分かりやすさ」というのは、どこの時点で、だれが、これから努力してくれるのかなと疑問に思いました。

裁判員の経験者だけじゃなくて、まさしく法曹三者の方々のおっしゃられたような意見を伺える機会がもっとあると良いなと思いました。裁判員の方の意見、感想ももちろん大事だと思うんですけども、この新しい制度に対する専門家の方々の評価というのももっと、欲しいと思いました。

- 裁判員裁判の公開に関してなんですが、新聞に携わっていると、やはり関心のある裁判については長蛇の列ということになります。いつもこんなに並ばなきゃいけないのかなという話が出るのです。できるところからで良いと思うんですが、例えば空いている法廷があれば、そこにモニターを置いて、そこで希望者のうち何%かが入って、せめてざっとした状況が見られて、やりとりが聞けるという環境がつかれないものかなと思います。できるものからということであれば、空いているスペースにモニターを置いて傍聴希望者の要望にこたえてもいいのかなという感じがいたします。
- 裁判員裁判が始まる前にDVDが配布されましたね。あれはもうやらないんですか。というのは、これからこの裁判員に選ばれるであろう子供たちの教育のため

めにも、可視化した教材があると良いかなと思っています。何か考えていただければと思います。

- これは法教育の問題とオーバーラップしていきますね。広報予算は厳しい状況にありますので、教育という切り口で考えていくことになるかと思っています。
- 今日、ここまで裁判員の経験者がどんなふうな思いを持たれたかということをご紹介しますのですけれども、被告人の皆さんがどんなふうなお気持ちを持たれたかということについて、あまり世の中一般に情報が出回っておりません。データを集めるのは難しいかもしれませんが、何らかの形でそういった声をお届けいただける機会があればいいかなと思いました。

## 6 次回期日等

- (1) 平成24年6月18日(月)午後1時30分
- (2) 次回意見交換テーマ
  - ア 国民の司法参加
  - イ その他